



## アーカイブ13年:4月25日京都で DJI エグゼクティブ・セミナー開催!

20170225

海外アーカイブ・ボランティアの会  
DJI エグゼクティブ セミナー  
UNHCR アーキビスト  
モンセラート カネラ ガラヨア氏  
来日記念講演【通訳付】

60 years of restarting lives - inside UNHCR's Geneva archive

MONTERRAT CANELA GARAYOA  
Senior Archivist

**難民のアーカイブ その存在と意義**  
～UNHCR 国連難民高等弁務官事務所のアーカイブと記録管理～

- 2017年04月25日(火曜日) 14:00～16:00
- 京都大学百周年時計台記念館  
〒606-8501 京都市左京区吉田本町  
京都大学本部構内正門正面  
<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/clocktower>
- 参加無料 先着20名 終了後懇親会(4000円程度)予定。ご参加ください。

主催:国際資料研究所 & 海外アーカイブボランティアの会  
連絡先:251-0045 藤沢市辻堂東海岸 3-8-24 fax0466315061 ✉ djiarchiv@yahoo.co.jp  
後援:記録管理学会、元興寺文化財研究所、榊カネカ、大阪大学アーカイブズ、東京学芸大学大学史資料室、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会、京都大学大学図書館 【依頼中】日本アーカイブズ学会、

Kyoto University Clock Tower Centennial Hall

参加申し込み:①お名前②ご所属を djiarchiv@yahoo.co.jp まで 先着 20 名

### おもな内容

アーカイブ13年記念 DJI セミナーの開催……………1  
注目資料集 3 ICA アーカイブの利用原則……………2

### DJI レポート No. 109 20170228

馮恵玲教授講演会を聞いて……………6  
文献紹介/あしあと/消息・訃報/活動/巻末随想……………7～8

## 【チヨコの注目資料集】その3邦訳 ICA アーカイブの利用の原則

国際資料研究所>DJIのRepository-大学院の授業成果リポジトリ->試訳 ICA アーカイブの利用原則 翻訳 2012

(URL: [http://www.geocities.jp/djiarchiv/tokyouniv/Principles\\_of\\_Access\\_to\\_Archives\\_Japanese\\_edition.pdf](http://www.geocities.jp/djiarchiv/tokyouniv/Principles_of_Access_to_Archives_Japanese_edition.pdf))

**解説:** ICA 国際文書館評議会は、1950年に発足したアーカイブの国際NGOである。4年に1度世界大会を開催する。2016年には韓国・ソウルで、2012年にはオーストラリア・ブリスベンで世界大会が開催された。ICAはこれまでもアーキビストの倫理綱領(1996、北京大会)、世界アーカイブ宣言(2011年ユネスコが採択)など、アーカイブの専門的な行動規範にかかわる文書を取りまとめてきている。今回取り上げる「ICA アーカイブの利用の原則」は2012年のオーストラリア大会で採択されたもの。内容は、1996年のアーキビストの倫理綱領第6項、第7項が言及した行動規範の考え方をもとに、アーカイブ機関で利用者に対してアーカイブ資料を提供する場合の様々な制約に着眼し、利用者のニーズに可能な限り寄り添った利用提供の業務を可能にするための考え方を示すもの。今回紹介するのは2013年3月国際資料研究所HP掲出の邦訳(試訳)。

## ICA アーカイブの利用の原則

**1 市民は公共団体のアーカイブへアクセスする権利を保有する。公衆と民間団体は可能な限りアーカイブを公開するべきである。**

政府のアーカイブにアクセスすることは情報に基づく社会にとって肝要である。民主主義、説明責任、良い統治そして市民の誓約は、個人が、国立、自治地域、地方自治体、公共団体、政府間機関、あらゆる組織そしてあらゆる合法的すなわち公的資金によって公的機能を遂行し、活動する自然人のアーカイブにアクセスする、法的保証を必要とする。公共団体の全てのアーカイブは、法律に基づいた特例以外は、市民に公開されている。

公共であろうと民間であろうと、私的なアーカイブを収蔵する機関は、特定の法律制定、法的要請、またはこの責任に規制をしない限り、外部の利用者に私的なアーカイブを公開する法的義務を負わない。しかしながら、多くの私的なアーカイブは、アイデアを生み出したり開発を支援したりするのと同様に、社会、経済、宗教、地域、そして個人歴にとって、重要な価値を有する組織の記録、個人の私文書を収蔵している。私的な機関で働いていてそしてその機関のアーカイブを管理しているアーキビストは、特にもし収蔵資料が権利を保護することを守り、公共の利益のためになるならば、そのアーカイブへの公的なアクセスを提供することを機関に奨励する。機関のアーカイブを公開するということはその機関の透明性と信頼性を維持するのを助け、その機関の比類のない歴史と社会への貢献の公衆の理解を向上させ、その機関が公益のために情報を共有することの社会的責任を果たすのを助け、その機関のイメージが向上することを、アーキビストは重視する。

**2 アーカイブを所蔵する機関は、非公開資料の存**

**在も含めて、アーカイブの存在を明らかにする。また、アーカイブへのアクセスに影響する制限の存在を公開する。**

利用者は、彼らが関心を持つ資料を持つアーカイブ機関を見つけることができなければならない。アーキビストは、無償で当該機関や機関が所蔵するアーカイブの基本的な情報を提供する。彼らは、機関の法的権能、方針、規則に従って、公衆に所蔵物の利用についての一般的な規則を知らせる。彼らは、彼らのアーカイブについての記述が最新のものであり、正確で、円滑なアクセスのために国際記述基準に従っていることを保証する。アーキビストは、最新版がない場合、アーカイブの記述草稿を利用者と共有しなければならない。これはアーカイブの安全またはアクセスへの必要な制限を脅かすものではない。

アーカイブのすべての部分を公開アクセスにしている機関は、アクセス・ポリシーを発行する。アーキビストは、公開を前提として始める。もしアクセス制限が必要な場合は、アーキビストは、公衆が理解できるように、また彼らのアプリケーションの一貫性を向上させるために、それらの制限が明確に書かれることを保証する。

利用者には、たとえそれが利用を差し控えられていたり、破損したりしていても、特定のシリーズ、ファイル、アイテムまたはアイテムの一部のいずれをも知る権利がある。アーキビストは、正確な記述と受入取り消しシートや電子マーカーの挿入を通して、非公開アーカイブが存在するという事実を公開する。アーキビストは、制限の理由、その資料が見直される、または、アクセス可能になる期日を含め、その記述が、秘密の保持に関わったり、拘束力を持つ法律や規則を侵害したりしない限り、制限された資料についてできるだ

け多くの情報を提供する。

### 3 機関の収蔵資料アーカイブはアクセスのために先回りしたアプローチを採用する

アーキビストはアーカイブへのアクセスを推進するためにプロフェッショナルな責任を有している。アーキビストは、インターネットやウェブベースの出版物、印刷物、公開講座、商業媒体そして教育や普及（アウトリーチ）活動といった様々な手段を通じてアーカイブスについての情報を伝える。アーキビストは絶えずコミュニケーション技術の変化に注意を払い、アーカイブの知識を促進するために利用可能で実用できなそれらを使用する。アーキビストは、所在登録の準備や、ガイド、アーカイブのポータル、利用者がアーカイブを探すのを助けるための玄関口であるために他のアーキビストや機関と協力する。アーキビストは、公衆の幅広い興味に対して、印刷出版物、デジタル化、機関のウェブサイトへの投稿、または外部の出版企画への協力によって、収蔵資料のアクセスを積極的に提供する。アーキビストはどのようにアーカイブが公刊されるか決定するとき利用者の要求を考慮する。

### 4 アーカイブを所蔵する機関は、アクセス制限が明確で期間が決まっていること、適切な法律に基づいていること、プライバシーの権利を認め、私的資料の持ち主の権利を尊重することを保証する。

アーキビストは、アーカイブへの可能な限り幅広いアクセスを提供するが、彼らはいくらかの制限の必要を認め、受け入れる。制限は、法律や機関の方針、アーカイブ機関とその親機関、またその原蔵者のいずれかによって課せられる。アーキビストは、制限とそれらの理由が一般の人たちにとって明らかになるように、アクセス・ポリシーや機関の規則が公開されることを保証する。

アーキビストは、法律によって課せられたり、その時の非公開の利益よりも合法の私益や公益が特に害が上回る特定の場合に、制限の範囲を狭くしようと努める。制限は、特定の期間や、個人の死亡など特定の状況になるまでの間など、限られた期間に課せられる。

一般制限は、全てのアーカイブの所蔵物に適用される。機関の性質に応じて適切に、これらは個人情報とプライバシーの保護、安全、調査または法執行情報、商売上の秘密、国家安全保障を対象とする。一般制限の範囲と期間は明確でなくてはならない。

特別制限は、指定されたアーカイブ機関にのみ適用される。それらは、限られた期間に適用される。特別制限の明確な文書は、指定された資料の

公的なアーカイブの記述に含められる。

寄贈された記録と個人的な書類へのアクセスは、寄贈品の捺印証書、遺言や手紙の交換など、譲渡の法律文書によって成立した状況によって制限される。アーキビストは、明確で、期限があり、公正な条件に基づいて管理されうる、原蔵者のアクセスの制限を協議し、受け入れる。

### 5 アーカイブは同等で公平な条件で提供される

アーキビストは、差別なしに公正、公平そしてタイムリーなアーカイブへのアクセスを提供する。多くの異なるカテゴリーの人がアーカイブを利用し、アクセスの規則は利用者のカテゴリーの間で差別化されるかもしれない。(例えば、一般人、生みの親の情報を探している養子、病院の記録から統計の情報を探している医学研究者、人権侵害の被害者など)アクセスの規則は差別なしにそれぞれのカテゴリーの中で全ての人に平等に適用される。非公開のアイテムが再調査されアクセスされるとき、同様の条件と状態下で全ての公衆のメンバーにとってそのアイテムが入手可能であり、一般社会のメンバーにとってしかるべきである。

アクセスの決定は、アクセス請求を受け取った時から可能な限り迅速になさなければならない。アーカイブの機関に移管する前に公衆へ非公開だった公共団体の記録は、非合法又は許可の無い手段を通して公にされたもの以外は、その内容や、形態、年代に関わらず、それらが移管された後はアクセス可能な状態になる。もしアイテムの情報の一部分だけが出版されていたり、すぐに公開可能になったりする場合は、公開された情報へのアクセスは移管の後公開されたままである。すなわち、未公開の情報は一般のアクセスの規則と手続きの対象である。アーキビストは、責任をもって記録を公開することに法的そして規制措置を奨励し、そして、資料の再非公開化や破棄命令のいずれによってでも、すでに公開された情報を非公開とする企てを支援してはならない。

アーカイブ資料を収蔵する民間機関は利用者に平等にアクセスを提供する。しかしながら、寄贈者の同意の存在と、機関の安全上の必要性、そして関連した制約はアーキビストに対して研究員の間で区別をつくることを要求するかもしれない。選択的アクセスを決定するための民間機関によって利用される基準はその公共アクセスの規則に述べられている、そしてアーキビストは出来る限りこれらの例外を減らすことを彼らの機関に奨励する。

### 6 アーカイブを所蔵する機関は、たとえ一般の人々には公開されていないアーカイブであっても、国際法の

下で、深刻な犯罪の被害者が、彼らの人権を主張するために必要な証拠を提供するアーカイブや、それらを侵害する文書にアクセスすることを、保証する。

国際連合人権高等弁務官事務所の不処罰と闘う行動を通じて人権の保護及び促進を求める一連の原則(2005)は、国際法の下で、深刻な犯罪の被害者がその侵害について真実を知る権利を有していると宣言している。この原則は、真実を知り、人権侵害の責任を相手に負わせ、賠償を要求し、人権侵害に備えて防御することにおいて、アーカイブにアクセスすることが、極めて重要な役割を果たすと強調している。この原則は、それぞれの人が、自分の名前が国のアーカイブに載っているかどうか知る権利があり、もし載っていれば、その名前が含まれているファイルが調査利用のために要求されたときにいつでも入手できるようにアーキビストによって準備される文書を、アーカイブ機関に提出することによって、その情報の正当性に意義を唱えることができる権利があると述べている。

アーカイブ機関は、人権を守るため、また国際法の下で深刻な犯罪が起きたときに、人権の侵害に異議を唱えるために必要な証拠を入手し、保持する。たとえそのアーカイブが一般公衆には公開されていないものであっても、人権の目的でアーカイブへのアクセスを求める人は、関係するアーカイブへのアクセスが与えられる。人権の目的のためのアクセスへの権利は、公的なアーカイブに適用される。また、可能な範囲内で、私的なアーカイブにも適用される。

## 7 利用者は アクセス拒否の不服申し立てをする権利を保有する

それぞれのアーカイブの機関は最初のアクセス拒否の不服申し立てのための明白な指針と手続きがある。アーカイブへのアクセスの要求が拒否されたとき、その拒否の理由は即座に希望者に書面で明白に述べられ、伝えられる。アクセス拒否をされた利用者は不服申し立ての権利と、不服申し立ての提出の手續きと、もしあれば、その期限についての情報が提供される。

公衆のアーカイブにとって、例えば第一に内部面接、第二に独立した公平な法律によって設立された機関への不服申し立てといった、いくつかのレベルの不服申し立てが存在する。公衆でないアーカイブのための不服申し立てのプロセスは内部かもしれない、しかし同じように一般的なアプローチに従うべきである。

第一の拒否に加わるアーキビストは、検討する機関にその件に関する情報を提供するが、不服申し立ての意思決定に加わってはならない。

## 8 アーカイブを所蔵する機関は、操業制約がアーカイブへのアクセスを妨げないことを保証する。

アーカイブ記録への平等な権利は、単に平等の扱いだけでなく、アーカイブからの利益への平等な権利をも含む。

アーキビストは、現在の、そして潜在的な調査者の両方の需要を理解し、この理解を、これらの需要を満たし、アクセスの取り扱い上の制約を最小限にする方針やサービスを発展させるために利用する。特に、アーキビストは、アーカイブを利用するにあたって、身体の不自由な人、読み書きのできない人、または不利な環境にある人、そして他に何か特に困難を持つ人を支援する。

公的なアーカイブ機関は、アーカイブで調査をしたい人に、入場料を課さない。民間のアーカイブ機関が入場料を課すときは、利用者の支払い能力を考慮しなければならない。そして、課せられた料金が、アーカイブの利用のさまたげにはならない。

利用者は、アーカイブ機関を訪れる場合と、離れた場所に住んでいる場合のいずれにしても、アーカイブ機関の技術的能力の範囲内で、アーカイブのさまざまな形式のコピーを入手できる。機関は求められたコピーサービスに対し、適正な料金を課すこともある。

アーカイブの部分的な公開は、ファイルやアイテム全体が公開できないときにアクセスを提供する手段である。アーカイブのアイテムが、2、3の文や、限られたページに、公にできない情報を含んでいる場合、その情報は伏せられ、そのアイテムの残りが公的なアクセスに公開される。実践可能な範囲でできるだけ、アーキビストは、処理を行う人手が必要という理由で、アーカイブの処理を拒否しない。しかし、要求されたアイテムやファイルが処理によって誤解を招きやすいものになったり、理解不能なものになったりする場合、アーキビストは処理せず、資料は非公開のままとなる。

## 9 アーキビストは全ての非公開アーカイブにアクセスすることができ、それらに必要なアーカイブの仕事執り行う。

アーキビストは、保管において、それらの知られている制限の理由と存在を分析し、保存し、配列し、説明するために全ての非公開アーカイブにアクセスすることができる。このアーカイブの仕事は、意図的にまたは不注意に忘れられたり破棄されたりすることからアーカイブを防ぎ、アーカイブの完全性を保証するのを助ける。非公開アー

カイクの保存と記述はアーカイブの機関とアーカイブの専門性において公衆の信頼を推進する。そのために、人々に非公開資料の存在とその一般的性質を辿ることそして彼らがいつどのようにアクセス可能になるかを知ること、アーキビストが支援することを可能にする。もし非公開アーカイブが国家安全保証に分類し、またはその他の特別な許可手続きを必要とする制限があるならば、アーキビストはアクセスを得るために必要な許可手続きに従う。

## 10 アーキビストはアクセスの意思決定の過程に参加する

アーキビストは、起こりうる公開のために、現行のアクセス規制、ガイドライン、模範事例に従って、機関が、アクセス・ポリシー、手続き、アーカイブの見直しを確立するのを支援する。アーキビストは、基本的な枠組みと規制の解釈を決定するにあたり、法律家や他のパートナーと連携する。そして、アーキビストは実行する。アーキビストは、アーカイブ資料、アクセス制限、利害関係者の需要と要求、アーカイブが関係する主題についての既知情報を知っており、その知識をアクセスの決定の際に利用する。アーキビストは、機関が詳細な情報を得た上での決断と、一貫性のある、合理的な成果を挙げられるよう支援する。

アーキビストは、アーカイブを見直し、適切でなくなった制限を取り除き、制限を監視する。

## 用語解説

### Access. アクセス、閲覧、利用

法的承認と検索手段の存在の双方の結果として、記録/アーカイブを調査のために入手できること。

### Confidentiality. 機密保持

ある情報および/または記録に付随するプライバシーや機密の品質や権利、そしてそのためにアクセスを制限すること。

### Data protection. 個人情報保護

個人的なデータを、収集すること、保存すること、機械可読な形態で機械的に処理すること、そのようなデータを公開することに関して、個人の権利を法的に守ること。

### Declassification. 機密解除

情報または記録の機密制限を解除すること。

### Deed. 捺印証書

多くの国において公証人の前で作成され、封印された文書。それが公表されると、法的な処分や二者間の合意に影響を与える。

### Deposit. 寄託、寄託資料

法的所有権の譲渡なしに、文書をアーカイブの管理下に置くこと。

### Donor. 寄贈元

寄贈品のものとの所蔵者(機関含む)。

### File. ファイル

同じ主題、活動、または会議に関係するために、作成者の現行使用、もしくはアーカイブ整理の過程において、ま

められた文書の組織化された単位(フォルダ、巻など)。ファイルは、記録シリーズにおける、基本的な単位である。

### Finding aid. 検索手段

アーカイブ資料の管理または知的な支配を確立する過程において、アーカイブ・サービスによって作られ、容認された、あらゆる記述、参照の手段を含む最も広義の用語。

### Fond: フォン 同出所資料群

媒体の形に関わらず、制作者の活動や役割の過程で。特定の人、家族、法人によって組織的に作られ、蓄積され、使われた全ての集合としての記録

### Freedom of Information: 情報公開

アーカイブにアクセスする法的権利を除外して現用の、半現用の、そして非現用の記録を含む情報にアクセスする法的権利の概念

### Gift: 寄贈資料

しばしば証書または文書の贈与書によって達成される、金銭的対価なしに獲得して保有財産に加えること 受領者の唯一の財産となること。

### Item: アイテム

これ以上知的に分割できない最小の単位。例えば、手紙、メモ、覚え書き、レポート、写真、音記録。

### Privacy: プライバシー

個人的そして私的な問題に関する記録・アーカイブに含まれる情報が権限のない公開をされる恐れがない権利

### Redaction: 公開準備処理

公衆利用のために解放される前に、書類の中の慎重に扱うべき情報を除去したり、マスキングをかけたりする過程

### Restricted access: アクセス制限

アクセス日時を決定する一般または特定の規制や、アクセスからの一般的な除外を課せられている記録/アーカイブまたは個別の資料または特定の情報へのアクセス制限

### Screening: 審査

制限されたアクセスの対象となる情報または書類の存在を決定する記録・アーカイブの審査

### Security classification: 秘密指定

国家安全保障上の利益に関わる、または機密記録と呼ばれる。記録・アーカイブまたは情報に関わるアクセスにおける制限機密情報

## 著者紹介

### 【監修】

小川 千代子(おがわ ちよこ)

東京大学大学院情報学環非常勤講師(2005～)、国際資料研究所代表。中央大学(2003～)、同大学院(2010～)、学習院大学(1996～)、東京学芸大学(1997～)、静岡大学(1999～2006)、東京女子大学(2010～2012)、藤女子大学(2010～)、鶴見大学(2010～)でアーカイブと記録管理を講じる。単著に『世界のアーキビスト』(訳書、岩田書院、2008)、『電子記録のアーカイビング』(日外アソシエーツ、2003)、『世界の文書館』(岩田書院、2000)、『情報公開の源流』(岩田書院、1997)など、共著に『アーカイブを学ぶ』(岩田書院、2007)など多数。専門分野 文書館、記録管理

### 【翻訳】(順不同)

関根 真紀(せきね まき)

東京大学大学院学際情報学府修士2年

足立 諒子(あだち りょうこ)

東京大学大学院教育学研究科総合教育学専攻教育社会科学専修生涯学習基盤経コース修士課程1年

上田 雄太(うえだ ゆうた)

国際資料研究所研究生

※所属、肩書きはいずれも2013年3月現在

## 【チョコの視点】

## 馮恵玲教授講演「デジタルメモリーとアーカイブズ資源開発 中国における現状を中心に」へのメモワール



講演する馮教授

2016年10月15日、中国人民大学情報資源管理学院馮恵玲（フーファイリン）教授は、学習院大学で「デジタルメモリーとアーカイブズ資源開発—中国における現状を中心に—」と題し、情報資源の開発と利用について講演した。内容は、現在中国をはじめ世界各地で展開されている、日本では「デジタル・アーカイブ」プロジェクトとして紹介されているプロジェクトを、横断的に見て評価を加えるものであった。

馮教授は、図書館、博物館、公文書館はいずれも情報資源を所蔵するが、所蔵された情報資源はいずれも「不活性」のままであると決めつけた。そして中国人民大学では、これら不活性な資料群の中から、選び出した資料を組み合わせ、活性ある「ドキュメンタリー」を制作することをプロジェクトとして実施していると簡単な報告を行った。

「ドキュメンタリー」を制作するには、どのような組織の階層に基盤を置くか、どのようなテーマを選ぶか、を考える。次にテーマが決まったらそれにしたがって図書館、博物館、公文書館が所蔵する資料を選び出し、ドキュメンタリーのあらすじを決める。こうして、画像資料中心とした「デジタル・メモリー」を構築するのが、デジタル・メモリー構築プロジェクトなのである、とする説明がなされた。この説明を聞いて、日本で主として3.11以来、デジタル・アーカイブ構築といわれているデジタル画像コレクションの作成のことを連想した。デジタルの材料を使って、社会的な共有記憶を記録として取りまとめるというのだから、その目指しているところは限りなく近いと感じたのである。

馮教授は「20年前に日本にいたことがあった。そのとき日本語を話したが、今は忘れました」と言いつつ、90分の発表はすべて日本語で語った。明快な日本語で「大好きな文書管理の研究を1979年から続けてきた」と自らの足跡を振り返った。

馮教授がえがいて見せた「アーカイブズ資源開

発」とは、研究者なり、特定のテーマを持つアーカイブ利用者が、図書館や博物館も含めて資料を横断的に涉猟し、その成果を踏まえて新たなデジタル著作物を作り出すこと、と理解できる。

類似の手法をもちいたものに、最近人気のNHK『ファミリーヒストリー』という番組がある。有名人の先祖の足跡をたどり、現在の主人公とのかかわりを解明するものだ。解明される過去の事実との出会いは確かに面白いのだが、過去の事実の証拠がどのようにして見出されたのか、どのようにそれまで保存されていたのかについての調査結果の報告がほとんど見えない。実は、この点、筆者は物足りない思いをしている。

しかし、馮教授は日本で近年盛んに取りざたされたMLA連携にはほとんど触れなかった。代わりに、中国各地で行われている、図書館や博物館、文書館の所蔵資料を適切に選び出し、新たな筋書きを組み立てようとする各種「デジタルメモリー構築」プロジェクトを紹介した。これらのプロジェクトは「情報資源開発」事業そのものであることは言を俟つまい。記録物を組み合わせでデジタルを基盤にしたプログラムを作成する、これをウェブ上で提供する、という仕組みは、日本では各地の役所が主導する観光案内などに多く用いられている。残念ながら、馮教授の発表から、構築されたデジタル・メモリーの利用実績までは聞き漏らした。

「デジタルメモリー」（デジタル・アーカイブではなく）であれば、それを「構築」するメモリー、個人や社会が脳裏に保持する記憶を具体的なデジタル画像に表現し直し、これを社会的記録として共有できるようにウェブに掲示し、そこで保存の道筋を探る、ということに、ブレはない。この用語こそ、日本語でカタカナ語として、意味を伝えることが可能な言葉であることを、講演を聞きながら革新した。デジタル・メモリーの構築、既存の資料を使って、デジタル媒体を駆使してあらかじめ決めた筋書に従ってドキュメンタリーを制作する。。。。大変にわかりやすく適切な用語を教示され、深く感銘を受けた講演であった。（ち）



（懇親会で。左から松村光希子氏、馮恵玲教授、筆者）

## ●千代子のあしあと●◆▼●◆ ●図書◆論文▼逐次刊行物■その他●◆▼●◆

▼DJILレポート No.109 2017年2月28日 up、8p.

PDF 国際資料研究所 [www.djichiyoko.com](http://www.djichiyoko.com)

▼21世紀の潮流にふれるー第18回ICAソウル大会参加記/国立公文書館作成「日本におけるアーキビスト職務規準」について RMSJ Newsletter No.76,2016.10 記録管理学会

▼私のOFF⑥夜中のミステリードラマ鑑賞

OMNI-MANAGEMENT 12月号平成28.12.1 第25巻第12号(通関296号)(一社)日本経営協会

■文献紹介 坂口貴弘『アーカイブズと文書管理』RMSJ Newsletter No.77,2017.01 p.7-8 記録管理学会(タイトル含め3か所に同じミスプリがありました。「質テム」→「システム」記してお詫び申し上げます。)

■行事報告「UNHCR ボランティア報告会」の報告 RMSJ Newsletter No.77,2017.01 p.12,記録管理学会

■2017年頭のご挨拶 RMSJ Newsletter No.77, 2017.01 p.1

## ●やぶにらみ文献紹介●◆▼●◆●●図書◆論文▼逐次刊行物■その他●◆▼●◆

◆渡辺雅子「立正佼成会における女性の位置と女性幹部会員のジレンマ―とくに仕事をもつ主任に焦点をあてて―」

文末の【付記】には次の一節がある。「2015年10月24日に開催された中央学術研究所主催の「女性と宗教―立正佼成会の信仰と女性の役割―」で著者がパネリストとして発題した内容が基礎になっている(後略)」。かつて立正佼成会佼成文書館にお邪魔した折、女性スタッフの存在とその役割に関心を抱いたことが思い出された。その時には質問をする環境でもなく、心に刺さった小さなトゲのようにこの疑問は今も残っている。加えて、昨今安倍首相が声高に提唱する「女性が輝く社会」という政治スローガンの背景に何があるのか、社

会の中での女性は実際にはどのように輝く機会を得ているのか(いないのか)は今日の「職業婦人」たちは「日本死ね!」発言に代表されるように、とっくにきちんと見透かしている。そんな状況を踏まえつつ、女子大学4年間の勤務経験も手伝いこうしたテーマに関心が向けずにはいられなくなった。信仰のために、家族のための時間を削らなければいけない有職の女性信者たちの「ジレンマ」を統計的に示した著者の努力に敬服するとともに、これを紀要に掲載した中央学術研究所の度量に敬意を表するものである。

『中央学術研究所紀要』第45号 平成28年 pp.62-97

## ◇◆◇アーキビストの消息(順不同)◇◆◇【凡例:●個人■機関】

訃報

●小玉 正任氏 2016年9月6日逝去。享年91。第3代国立公文書館長(1989-1994年)。1989年のジャン・フェビエICA会長訪日受入れ、1991年のシャルル・ケスケメティICA事務総長訪日受入れなど、外国の専門家受入れを積極的に進め1992年には、EASTICA(ICA東アジア地域支部)設立にかかわるなど国立公文書館の国際的活動を活発化するとともに、国内的には公文書館法施行をうけ、国立公文書館による研修制度の設立や国

立公文書館つくば分館設置に尽力された。

●中谷 彌氏 2016年11月20日逝去。元京都府立総合資料館資料課長。1980~90年代全史料協役員、同近畿部会長として活躍された。退職後は石川県小松市に転居された。金沢出張の際わざわざ小松空港に会いに来て下さったのが懐かしい。ご冥福をお祈りします。

☆本コーナーへの皆様のご協力に心からお礼申し上げます。ありがとうございました。

## DJIL国際資料研究所の主な活動 2016年10月11日~2017年2月28日

&lt;講演&gt;

11月21日 国際機関のアーカイブについて SvdM資料整理と研究報告会、(株)カネカ会議室、東京

&lt;出講&gt;

9月22,29日「記録保存と現代」学習院大学(前号欠落分)  
10月17,24日、11月1,8,15,22,29日、12月6,13,20日  
1月10,17,24,31日、2月7日 東京学芸大学「博物館資料保存論」、東京10月22,29日、11月5,12,19,26日、12月3,10,17日、  
1月21,28日 藤女子大学図書館情報学課程「情報資源組織論」「情報資源組織特論」札幌11月26日 藤女子大学図書館情報学課程 土曜講座  
2016「資料の保存と図書館情報学-映像資料・モノ資料

をめぐる実務と課題」コメント

&lt;見学&gt;

10月13日 国立公文書館展示見学 東京竹橋

10月16日 松本市文書館、長野県

10月26日 元興寺文化財研究所紙資料修復部、奈良

10月27日 正倉院展 奈良国立博物館、平城宮跡、奈良

11月8日 東京学芸大学大学史資料室、東京(東京学芸大学博物館資料保存論)

11月10日 三重県立総合博物館,全史料協大会見学会,津  
11月13日

12月4日 寒川文書館、神奈川(東京学芸大学博物館資料保存論)

1月13日 ラスコー展 国立科学博物館、東京

2月3日 東京工業大学資料館見学(全史料協関東部会)  
 2月10日 国立国会図書館保存修復の見学(記録管理学会研究例会)  
 <参加>  
 10月15日 馮惠玲中国人民大学教授講演 学習院大学  
 11月9日、12月11日千種台39会 名古屋、津  
 11月10日 全史料協大会、三重県  
 11月17日 札幌ワインの会  
 11月20日 ボジヨレ・ヌーボーの会、藤沢  
 11月26日 土曜講座2016「資料の保存と図書館情報学—映像資料・モノ資料をめぐる実務と課題」札幌  
 12月14日 八雲サロン 講師：岩楯敬広首都大オープンユニバーシティ特任教授「熊本地震に思う ～地震被害から得られた新たな教訓～」八雲クラブ、東京  
 2月9日 松本市文書館運営協議会、松本、長野県  
 2月15日 寒川文書館運営審議会、寒川、神奈川県  
 2月17日 全史料協役員会、埼玉県立文書館、浦和  
 2月18日 千種台39会 湘南俱樂部、下北沢、東京  
 <主催>  
 10月17日、11月8,29日、12月13,20日、1月31日、  
 2月1,2,13,23-27日 ICAアーキビスト行動原則研究会、  
 東京学芸大学、八雲クラブ他

### ■巻末随想

札幌では北海道新聞(ドーシン)を見る。ドーシンにはお悔やみ記事が掲載されるので帰りの飛行機でそれを見る。ある時の訃報は20歳から100歳まで年齢層が広がった。別のときは、60歳から89歳までに集中していた。掲載内容は、葬儀終了というのあれば、喪主と(委)＝葬儀委員長、連絡先等々が列記されているケースもある。20歳の訃報は喪主が父親で切ない。60に手が届かずに妻が先立ち、夫が喪主というのや、若くして亡くなった夫を妻が喪主として見送るのなど記事も哀しい。喪主は長女の夫、という例は、喪主は男でなければ、という「社会通念」が見え隠れする。喪主が故人の姪とか甥だと故人生前の家族構成がぼやけてくる。地域の自治会長が(委)とある場合はその地域の日頃の交流の一端を垣間見る思いがする。記事に掲載されている幾多の名前は知らないばかりだ。が、お悔やみ記事からはその見ず知らずの人々の人生模様が行間からこぼれ出るように見えてくる。斎場の社長が(委)というのがある、これは疑問が後を引く。どういう関係なんだろう。ほんとに知り合いなのかな…。いや、見ず知らずのよそ様のことはさておき、私も自分

10月28日、11月25日、12月16日、1月20日 ドーナツの会 藤女子大学 札幌  
 10月26日 セルジオ・ビエラ・デメロ資料整理成果報告会準備会、元興寺文化財研究所、奈良  
 11月21日 セルジオ・ビエラ・デメロ資料整理成果報告会、(株)カネカ会議室、東京  
 11月30日、2月6日 記録管理学会理事会、八雲クラブ 東京  
 <その他>  
 10月16-17日 ロッジション吊問、長野県白馬村  
 11月4日 藤女子大学文学部紀要に投稿  
 11月6日 森本さんと辻堂で遭遇  
 11月7日 加藤多恵子さんを偲ぶ会、日比谷図書文化館、  
 11月9日 恵子ちゃんのおみまい 名古屋  
 12月7日 花友にしのごうじ訪問 京都  
 1月10-11日 箱根大集合、対岳荘、神奈川  
 1月18日 恵子先生訪問、北品川ジュネーブ平和通、東京  
 1月27-30日 藤女子大学引越搬出国際資料研究所搬入  
 2月2日 玲子先生とランチ、藤沢  
 2月4~18日 ヤマト入院

の「終活」に取り組んだ方がよさそうだ。一応、遺影は選定済み、墓地に関しても家族との口頭の話し合いは住んでいる。残るは書斎の書類の「終活」。さてどうしよう？

■ウチの黒猫ヤマトはなぜかべったり私にへばりつく猫だった。オッサンになったかと思ったのは、正月の頃。2月に入り、ヤマトはご飯を食べなくなった。近隣の評判の良い犬猫病院に2週間入院。その後自宅療養、2月28日亡くなった。5歳10か月。病院ではリンパ腫との見立てだった。思い返せば暮れごろからべったりへばりついていたのは、実は病気の為だったかと今は胸が痛い。かわいいヤマト、安らかに。また会おう!合掌。(ち)



Documenting Japan International Report 国際資料研究所報 電 ←電子バージョンのマーク! ISSN 1342-632X

**DJILレポート DJIホームページ: <http://www.djichiyoko.com> No. 109 20170228**

発行所: 国際資料研究所 Documenting Japan International Email: [djiarchiv@yahoo.co.jp](mailto:djiarchiv@yahoo.co.jp) 代表 小川 千代子  
 〒251-0045 神奈川県藤沢市辻堂東海岸3-8-24 fax+ phone 0466-31-5061 DJIBlog: <http://djiarchiv.exblog.jp>